2川財契第887号 令和2年5月27日

川崎市工事請負有資格業者 代表者 各位 川崎市業務委託有資格業者 代表者 各位

川崎市財政局資産管理部契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」は、これまで、令和2年4月8日付け2川財契第155号文書等により、周知してきたところです。

このたび、全ての都道府県において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、当該宣言解除後における対応について、国土交通省から通知がありました。

つきましては、本市におきましても、国からの通知を踏まえ、緊急事態宣言解 除後の対応を行うことといたしますので、お知らせします。

なお、工事・業務に係る申し出等につきましては、当該工事・業務担当部署または担当局へお問い合わせください。

(資料)「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事 及び業務の対応について」

(令和2年5月25日 国土交通省土地・建設産業局建設業課長)

川崎市財政局資産管理部契約課

(土木契約係 044-200-2098・2099)

建築契約係 044-200-2100・2101

、委託契約係 044-200-2097・3117

各都道府県入札契約担当部局長 殿各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月8日付け国土入企第6号)(以下「4月8日付け通知」という。)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事 態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策について は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和 2年5月25日変更)) において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があ り、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの 手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着さ せることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライ ン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の 工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知 の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等につ いて」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消 毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、 施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対 して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5 月14日版) 及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて 公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切な ご対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1.施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対して も、周知を宜しくお願いします。